

# 計画相談支援 Q&A 集

## ○目次

### <基本事項>..... p 1

- 1 地域移行支援計画とサービス等利用計画の違い
- 2 個別支援計画とサービス等利用計画の違い
- 3 サービス等利用計画案(セルフプラン含む)・計画(確定版)の必須項目
- 4 利用者負担
- 5 契約日

### <事業所指定・相談支援専門員>..... p 2

- 1 事業所指定①(市外事業所)
- 2 事業所指定②(市外事業所②)
- 3 事業所指定③(事業所の市外移転)
- 4 事業所指定④(事業所の市内移転)
- 5 指定特定相談支援事業者の業務
- 6 相談支援専門員の受託件数
- 7 相談支援専門員が自ら行う業務
- 8 補助職員によるサービス等利用計画作成の可否
- 9 相談支援員が従事可能な業務範囲
- 10 ケアマネジャーと相談支援専門員との関係
- 11 ケアマネジャーが相談支援専門員を兼務する場合の留意点
- 12 相談支援専門員とサービス提供事業所職員との関係

### <対象者>..... p 4

- 1 計画相談支援開始のタイミング
- 2 単一サービスのみの利用者と計画作成の要否
- 3 介護保険対象者と計画作成の要否
- 4 介護扶助対象者と計画作成の要否
- 5 地域生活支援事業のみの利用者と計画作成の要否
- 6 障害福祉サービス等と地域生活支援事業の併給利用者と計画作成の要否

<支給決定>…………… p 6

- 1 計画相談支援給付費の支給期間
- 2 緊急時で計画作成が遅れる場合
- 3 支給決定機関への契約内容の報告
- 4 契約する指定特定相談支援事業者の変更

<サービス利用支援>…………… p 7

- 1 変更決定を伴うが、軽微な変更の場合①
- 2 変更決定を伴うが、軽微な変更の場合②
- 3 変更決定を伴わないが、計画を変更する場合
- 4 前回の支給決定から次回の更新までの期間が短い場合
- 5 18歳に到達したことにより支給決定が必要な場合
- 6 サービス担当者会議①（担当者会議の開催について）
- 7 サービス担当者会議②（参加する担当者の範囲）
- 8 サービス担当者会議③（開催のタイミング）
- 9 サービス担当者会議③（本人不参加）
- 10 計画における本人同意①（居宅への訪問）
- 11 計画における本人同意②（代筆）
- 12 計画における本人同意③（成年後見制度の利用者）
- 13 アセスメント様式
- 14 アセスメント（モニタリング）における訪問面接①（電話・メール）
- 15 アセスメント（モニタリング）における訪問面接②（施設入所・入院中）
- 16 アセスメント（モニタリング）における訪問面接③（利用者が訪問拒否する場合①）
- 17 アセスメント（モニタリング）における訪問面接③（利用者が訪問拒否する場合②）
- 18 計画案から計画が変更となる場合
- 19 支給取消する場合

<継続サービス利用支援>…………… p 11

- 1 モニタリングの起算月・終期月
- 2 モニタリングの実施月
- 3 モニタリング期間の設定
- 4 サービス利用がない場合のモニタリング
- 5 サービス利用が遅れた場合のモニタリング
- 6 サービス等利用計画（確定版）の作成が遅れた場合のモニタリングについて
- 7 支給変更後のモニタリング
- 8 計画（確定版）未作成者へのモニタリング
- 9 途中入院した利用者へのモニタリング
- 10 転出する利用者へのモニタリング

- 1 1 障害福祉サービス等を支給取消する者へのモニタリング
- 1 2 モニタリング期間の変更
- 1 3 最終月のモニタリングについて
- 1 4 最終月のモニタリングについて②

<報酬請求>..... p 1 4

- 1 計画相談支援給付費の基本的な考え方①
- 2 計画相談支援給付費の基本的な考え方②
- 3 サービスが不支給決定された場合
- 4 サービス利用支援の実施月
- 5 サービス利用支援の請求月①
- 6 サービス利用支援の請求月②（本人同意と成年後見人の同意する月が異なる場合）
- 7 モニタリングの結果、計画変更等を行わなかった場合
- 8 モニタリングの結果、モニタリング期間のみの変更を行った場合
- 9 利用者が死亡した場合（文書による同意を得られなかった場合）
- 1 0 同一月にサービス利用支援を複数回行った場合
- 1 1 同一月に継続サービス利用支援とサービス利用支援を行った場合①
- 1 2 同一月に継続サービス利用支援とサービス利用支援を行った場合②
- 1 3 支給期間が異なるサービスがある場合の計画作成
- 1 4 契約事業所を変更した場合①（計画作成以外のタイミングでの変更）
- 1 5 契約事業所を変更した場合②（引継ぎ後のモニタリング）
- 1 6 契約事業所を変更した場合③（同一月に変更前と変更後の事業所が請求する場合）
- 1 7 契約事業所を変更した場合④（転出・転入に伴う計画相談支援給付費の算定）
- 1 8 計画相談支援と障害児相談支援の関係①（報酬算定について）
- 1 9 計画相談支援と障害児相談支援の関係②（異なる事業者が作成した場合）
- 2 0 計画相談支援と障害児相談支援の関係③（障害児相談支援→計画相談支援の切替）

<セルフプラン>..... p 1 7

- 1 作成主体
- 2 様式及び記載項目について
- 3 モニタリング必要か
- 4 案、確定版

<更新時期の分散化>..... p 1 8

- 1 更新時期の分散化
- 2 次回更新までの期間が短い場合
- 3 モニタリング期間の設定について

- 4 区分認定を受けているが区分認定を要しないサービスのみの利用者
- 5 区分認定の有効期間が3年以下の利用者
- 6 セルフプラン利用者
- 7 分散化を希望しないものについて
- 8 新規利用者について

<加算関係>…………… p 2 0

- 1 加算の併給について
- 2 単独で請求可能な加算について
- 3 加算の支援内容が重複する場合の算定について
- 4 単独で請求可能な加算を算定した場合の体制加算について
- 5 基本報酬と併給不可な加算について
- 6 初回加算 障害児相談支援から初めて計画相談支援を利用する場合
- 7 医療・保育・教育機関等連携加算①（連携先について）
- 8 医療・保育・教育機関等連携加算②（連携先について）
- 9 医療・保育・教育機関等連携加算について（サービス担当者会議との関係）
- 10 医療・保育・教育機関等連携加算について（通院同行）
- 11 居宅介護支援事業所等連携加算の連携先について
- 12 障害福祉サービス等の利用後の居宅介護支援事業所等連携加算の算定について
- 13 居宅介護支援事業所等連携加算の情報提供を行う場合の「心身の状況等」について
- 14 介護保険サービスの利用に至らなかった場合の居宅介護支援事業所等連携加算の算定について
- 15 集中支援加算の連携先について
- 16 集中支援加算とサービス担当者会議実施加算におけるサービス担当者会議の要件の違い
- 17 月末・月初にまたがって2回以上面談を行った場合の集中支援加算の算定の可否について
- 18 サービス担当者会議実施加算 サービス担当者会議の全員参加が必要か
- 19 サービス担当者会議実施加算 モニタリングの結果、計画を変更する場合
- 20 サービス担当者会議実施加算 モニタリングと担当者会議が月をまたぐ場合
- 21 サービス担当者会議実施加算 モニタリング実施前に担当者会議を実施できるか
- 22 退院・退所加算 算定回数はどうのように数えるのか
- 23 各種体制加算における（I）を取得する場合、対象者の確認はどうにするか
- 24 各種体制加算（I）での計画（障害児）相談支援を行っていることの要件について
- 25 精神障害者支援体制加算（I）における連携体制について

<参考：各加算の挙証資料（支援記録等）に必要な記載事項>…………… p 2 6

計画相談支援Q&A(令和6年4月)

※ 本Q&Aにおいて、  
 「サービス利用支援＝アセスメントを含むサービス等利用計画作成の一連の行為」⇒「計画作成」という。  
 「継続サービス利用支援＝モニタリング＋必要な計画の見直しや事業所への連絡調整等の一連の行為」⇒「モニタリング」という。  
 「支給決定機関＝支給申請の受付窓口である保健福祉センター(京北出張所を含む)・発達相談所・第二児童福祉センター」  
 「障害福祉サービス等＝障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)・地域相談支援」とします。

<基本事項>

類型	出典	質問	答	備考
1 地域移行支援計画とサービス等利用計画の違い	240306国QA	「地域移行支援計画」と「サービス等利用計画」との違いは何か。	サービス等利用計画は、障害福祉サービスや地域相談支援の利用や地域における各種の支援サービス等を記載した総合的な支援の計画である。 地域移行支援計画は、サービス等利用計画の総合的な方針を踏まえて、地域移行支援の具体的な支援内容等を記載した個別の支援計画である。	「地域移行支援計画」とは、個別給付の地域移行支援のサービス提供において指定一般相談支援事業所が作成することとされているもので、個別支援計画に相当するもの。
2 個別支援計画とサービス等利用計画の違い	240222国通知 R0604国QA	「個別支援計画」と「サービス等利用計画」との違いは何か。	※以下は、出典元の国資料に掲載された図表における関係箇所の抜粋である。  <サービス等利用計画> ①作成者 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員 ②内容 総合的な援助の方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組合せ等について検討し、作成するもの。 ③その他 障害福祉サービスに加え、保健医療サービス、その他の福祉サービスや地域住民の自発的活動なども計画に位置付けるよう努める。  <個別支援計画> ①作成者 サービス提供事業所のサービス管理責任者 ②内容 サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成するもの。 ③その他 サービス等利用計画を受けて、自らの障害福祉サービス事業所の中での取組について具体的に掘り下げて計画を作成するよう努める。	障害福祉サービス提供事業所は、個別支援計画を作成、見直し(見直しの結果、変更がない場合も含む)をした後、速やかに利用者等及び相談支援事業所に交付すべきであるしなければならない。
3 サービス等利用計画案(セルフプランを含む)・計画(確定版)の必須項目	京都市	サービス等利用計画案(セルフプランを含む)・計画(確定版)に記載する項目として省略できないものは何か。	下記の項目が記載されていれば、様式は問わない。(③については①②に加え、サービス等利用計画(確定版)のみに必要な記載項目)  ①指定基準省令 ※1 ・利用者及びその家族の生活に対する意向 ・総合的な援助の方針 ・生活全般の解決すべき課題 ・提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期 ・福祉サービス等の種類、内容、量 ・福祉サービス等を提供するうえでの留意事項 ・市町村に対するモニタリング期間に係る提案(セルフプランの場合は不要)  ②解釈通知 ※2 ・提供される福祉サービス等について、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期  ③国事務処理要領 ・福祉サービス等の利用料 ・福祉サービス等の担当者	※1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第28号) ※2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第22号)
4 利用者負担	京都市	サービス利用支援や継続サービス利用支援に利用者負担は発生するのか。	サービス利用支援や継続サービス利用支援に利用者負担は発生しない。所得にかかわらず、全ての方が無料となる。	
5 契約日	京都市	計画相談支援の契約はいつするのか。	サービス等利用計画案作成のためのアセスメント実施前には、すでに計画相談支援の契約をしている必要があり、通常、当該計画案を参考に支給決定される障害福祉サービス等の支給開始以前にされるものである。  例)以下のような場合、少なくともR7.3.15Iには契約をしている必要がある。  居宅介護の有効期間: R7.4.1~R8.3.31 計画相談支援の有効期間: R7.3.17~R8.3.31(サービス等利用計画案の作成日~最長の障害福祉サービス等の支給期間の範囲内) アセスメント実施日 R7.3.15	

計画相談支援Q&A(令和6年4月)

- ※ 本Q&Aにおいて、  
「サービス利用支援＝アセスメントを含むサービス等利用計画作成の一連の行為」  
「継続サービス利用支援＝モニタリング＋必要な計画の見直しや事業所への連絡調整等の一連の行為」  
「支給決定機関＝支給申請の受付窓口である保健福祉センター（京北出張所を含む）・発達相談所・第二児童福祉センター」  
「障害福祉サービス等＝障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)・地域相談支援」とします。

<事業所指定・相談支援専門員>

類型	出典	質問	答	備考
1 事業所指定	240306国QA	指定については、事業所の所在地の市町村が指定を行い、隣接の市町村など事業所が所在する市町村以外の市町村は指定しないという理解でよいか。	お見込みのとおり。 なお、利用者は、居住する市町村以外の市町村が指定した事業所についても、利用することが可能であることに留意。	
2 事業所指定	京都市	A市から特定相談支援事業所の指定を受けているB事業所が、C市が支給決定している利用者の計画相談支援を行う場合、B事業所は、改めてC市からも指定を受ける必要があるのか。	利用者は、居住する市町村以外の市町村が指定した指定特定相談支援事業所についても利用することが可能である。このため、A市から指定を受けているB事業所は、改めてC市から指定を受ける必要はない。	
3 事業所指定	240306国QA	指定事業所が、他の市町村に移転した場合の手続如何。	他の市町村に移転する場合は、移転前の市町村に廃止届出書を提出するとともに、移転先の市町村に新規の指定申請を行うこととなる。	廃止届出書は廃止の1箇月前に提出する必要がある。また、廃止届出書提出前に事前相談が必要。
4 事業所指定	240306国QA	指定事業所が、当該市町村内で事業所を移転した場合の手続如何。	当該市町村に変更届出書を提出することとなる。	指定に係る内容に変更が生じた場合には、原則、変更日から10日以内に「変更届出書」を提出する必要がある。
5 指定特定相談支援事業者の業務	京都市	指定特定相談支援事業者の業務は何か。	障害者総合支援法において、指定特定相談支援事業者は指定特定相談支援事業として「基本相談支援」及び「計画相談支援」のいずれも行うこととされている。 なお、「基本相談支援」とは、 ・地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、 ・障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者(介護者)からの相談に応じ、 ・訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は介護者に係る状況の把握、 ・必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、 ・障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整 ・その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援を総合的に供与すること」 をいい、計画作成やモニタリング以外においても、適宜、必要な相談支援を提供する必要がある。	
6 相談支援専門員の受託件数	300330国通知	1人の相談支援専門員が受け持つ件数や人数に制限はないのか。	1ヶ月平均の利用者の数が35件に対して1人を標準とする。「利用者の数」は計画作成とモニタリングを提供した利用者の数である。	障害児相談支援を一体的に運営している場合は、障害児相談支援の数についても含む。
7 相談支援専門員が自ら行う業務	260227国通知	必ず相談支援専門員が自ら行わなければならない業務は何か。	○サービス等利用計画を作成するのは、相談支援専門員であり、補助職員は相談支援専門員の指示の下に補助的業務を行う。 以下の業務は相談支援専門員が自ら行わなければならない ・住宅等への訪問による利用者等に対するアセスメント・モニタリングの実施 ・サービス等利用計画(案)の作成 ・利用者等へのサービス等利用計画案やサービス等利用計画の説明 ・サービス担当者会議におけるサービス担当者への説明・意見の聴取  その他の補助業務(例:面談のためのスケジュール調整、記録のワープロ打ち、書類整理等)については、各業務に対する習熟度等も勘案したうえで、管理者の判断に基づき各事業所において補助職員に行わせることも可能。	

類型	出典	質問	答	備考
8 補助職員によるサービス等利用計画作成の可否	250222国QA	サービス等利用計画の作成については、厚生労働省令において「管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させるものとする。」と定められているが、相談支援専門員の資格を有していない補助職員が計画を作成し、相談支援専門員が管理監督した計画を利用者に交付することは可能か。 可能であれば、計画作成担当者は、補助職員となるのか、相談支援専門員となるのか。	サービス等利用計画を作成するのは、相談支援専門員である。補助職員は相談支援専門員の指示の下に補助的業務を行うものである。	
9 相談支援員が従事可能な業務範囲	060405国Q&A	R6年度報酬改定により、一定の要件を満たした事業所(※)において、相談支援員(相談支援専門員の資格を有していないが、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、専従で計画相談支援に従事する者)の配置が可能となったが、相談支援員が従事できる業務は何か？	相談支援員が従事可能な業務は以下のとおり。 ・サービス等利用計画の原案の作成(利用者へのアセスメント含む) ・モニタリング  なお、以下の業務は相談支援員単独での実施は不可であるが、主任相談支援専門員が行う際に同席し、支援のプロセス全体に関わることは可。 ・サービス等利用計画(案)の本人等への説明、同意の受領 ・サービス等利用計画(案)の本人等、事業所への交付 ・サービス担当者会議の開催	※以下のいずれも満たす事業所に相談支援員が配置可能。  ①機能強化型サービス利用支援費(I~IV)の算定要件を満たしていること ②主任相談支援専門員が配置されており、当該主任相談支援専門員により、相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制(※)が確保されていること。
10 ケアマネジャーと相談支援専門員との関係	250222国QA 京都市	介護保険の対象者の場合、同じ者(ケアマネジャーと相談支援専門員を同一人物が行う)がプランを作成すると減算されることが報酬告示で示されている。 介護保険のケアプランを作っている者と障害者総合支援法のサービス等利用計画を作っている者が別々である場合、報酬を両方が100%請求できるのか。	※下線は、本市の補足である。 請求できる。 なお、利用者の立場に立った支援を行うためには、両方で調整しながらプランを作成する必要がある。  例)①介護保険・ケアマネジャーAは障害・相談支援専門員と同一人物 → 介護保険は100%請求可、障害は減算コードを適用 ②介護保険・ケアマネジャーAと障害・相談支援専門員Bとは別人物 → 介護保険、障害とも100%請求可  なお、前提として、 <u>介護保険制度のケアプラン作成対象者の場合は、サービス等利用計画作成の対象外となる。そのうえで、当該申請者が、障害福祉サービス固有のもので認められる行動援護、同行援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助等の利用を希望する場合であって、市町村が支給決定に当たってサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合に限りサービス等利用計画作成対象者とするものである。</u>	
11 ケアマネジャーが相談支援専門員を兼務する場合の留意点	京都市	介護保険の対象者の場合、同じ者(ケアマネジャーと相談支援専門員を同一人物が行う)がプランを作成すると減算されることが報酬告示で示されている。 計画相談支援給付費の申請時に留意すべき点はあるか。	計画相談支援給付費の支給決定において、減算対象である旨を印字した受給者証を交付することとなるため、その旨を申請時に申し出るとともに、申請書の備考欄に記載すること。	

類型	出典	質問	答	備考
12 相談支援専門員とサービス提供事業所職員との関係	国事務処理要領 240306国QA 250222国QA	相談支援専門員が担当する障害者が利用するサービス提供事業所(居宅介護、通所事業所、入所施設等)の職員と兼務する場合の取扱いはどうなるのか。	<p>相談支援専門員が担当する障害者が利用するサービス提供事業所の職員と兼務する場合(地域相談支援に係る指定一般相談支援事業所と兼務する場合は除く。)については、サービス提供事業所との中立性の確保や、サービス提供事業所と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、以下のやむを得ない場合を除き、当該相談支援専門員が当該者に直接サービス提供を行ってなくても、当該者が利用するサービス提供事業所と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援を実施することを基本とする。(同一法人の他の兼務しない事業所を利用する利用者に継続サービス利用支援を実施することは差し支えない。)</p> <p>また、支給決定の更新又は支給決定の変更に係るサービス利用支援についても、当該者が利用するサービス提供事業所と兼務しない相談支援専門員が実施することを基本とする。</p> <p>&lt;やむを得ない場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合</li> <li>・支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該支給決定等から概ね3箇月以内の場合(サービス利用支援とその直後の継続サービス利用支援は一体的な業務であること、また、指定特定相談支援事業者の変更に当たっては利用者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予。)</li> <li>・その他市町村がやむを得ないと認める場合</li> </ul> <p>なお、当該者が当該相談支援専門員を希望する場合であっても、サービス提供事業所との中立性の確保やサービス提供事業所の職員と異なる視点での検討が欠如しかねず望ましくないため、当該者に制度の趣旨を説明し理解を求めること。</p>	本市としては、相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合の継続サービス利用支援及び支給決定の変更・更新に係るサービス利用支援を実施することについて、指定特定相談支援事業者が少ない現状から、当面、やむを得ないものとして可能とすることとしている。

計画相談支援Q&A(令和6年4月)

※ 本Q&Aにおいて、  
 「サービス利用支援＝アセスメントを含むサービス等利用計画作成の一連の行為」  
 「継続サービス利用支援＝モニタリング＋必要な計画の見直しや事業所への連絡調整等の一連の行為」  
 「支給決定機関＝支給申請の受付窓口である保健福祉センター（京北出張所を含む）・発達相談所・第二児童福祉センター」  
 「障害福祉サービス等＝障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）・地域相談支援」とします。

<対象者>

類型	出典	質問	答	備考
1 計画相談支援開始のタイミング	京都市	計画相談支援を開始するのは、障害福祉サービス等の支給決定や変更のタイミングか。それとも、意思確認ができた利用者から随時開始してよいのか。	計画相談支援は、障害福祉サービス又は地域相談支援の申請（新規・更新・変更）を行った方が対象となる。このため、現に障害福祉サービス等を利用している方について、計画相談支援開始の意思確認ができた場合でも、新たに計画相談支援を実施するのは、基本的に更新又は変更のいずれかのタイミングとなる。  <以下は、国事務処理要領の抜粋> 計画相談支援給付費の対象者 (1)障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請を行った障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請を行った障害者のうち、指定特定相談支援事業者からサービス利用支援を受けた者（当該申請に係る支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定を受け、サービス等利用計画を作成したとき） (2)支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者のうち、指定特定相談支援事業者から継続サービス利用支援を受けた者	
2 単一サービスのみの利用者と計画作成の可否	240306国QA	サービス等利用計画等について、短期入所等、単一サービスのみの利用であっても、サービス等利用計画等を作成し、モニタリングを実施する必要があるのか。	単一サービスの利用であっても、その他のサービスの利用の必要性も含め適切なサービスの検討が必要となることから、計画作成や一定期間ごとのモニタリングを実施する必要がある。	
3 介護保険対象者と計画作成の可否	250222国QA 京都市	介護保険制度のケアプラン作成対象者の場合であって、障害福祉サービス固有の重度訪問介護による外出支援等、障害福祉の観点からその必要性や支給量について判断する必要がある場合については、サービス等利用計画の作成対象者として良いか。	※下線は本市の補足である。 介護保険制度のケアプラン作成対象者の場合は、サービス等利用計画作成の対象外であり、サービス等利用計画案の提出は求めない。ただし、市町村が支給決定に当たってサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合には、作成対象者として差し支えない。 「市町村が必要と認める場合」とは、基本的には、介護保険のケアマネジャーが障害福祉サービスも含めたプランを作成すべきであるが、ケアマネジャーだけでプランを作成するのが困難な場合等を想定している。  なお、介護保険制度のケアプラン作成対象者の場合は、その旨を申請時に申し出るとともに、申請書の備考欄に記載すること。	(国事務処理要領から抜粋) 申請者が、介護保険制度のサービスを利用する場合については、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(ケアプラン)の作成対象者となるため、障害福祉サービス固有のものとして認められる行動援護、同行援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援等の利用を希望する場合であって、市町村がサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合に求めるものとする。
4 介護扶助対象者と計画作成の可否	270310京都市通知	生活保護制度の介護扶助の受給者でケアマネジャーが付いている場合は、サービス等利用計画の作成対象者か。	生活保護制度の介護扶助の受給者については、当該介護扶助で介護保険と類似のサービスが利用可能であり、当該介護扶助でケアマネジャーが付いている場合は、サービス等利用計画作成の対象外とし、サービス等利用計画案の提出は求めない。 なお、この場合は、支給決定機関において、申請書の備考欄にその旨を記載し、支給決定機関等からサービス等利用計画案の作成が不要である旨を利用者や事業者へ個別に連絡する。	
5 地域生活支援事業のみの利用者と計画作成の可否	240306国QA 京都市	移動支援や地域活動支援センター等の地域生活支援事業のみのサービス利用者は、計画相談支援の対象外か。	※下線は、本市の補足である。 お見込みのとおり。 なお、障害福祉サービス等と地域生活支援事業を併給している場合は、サービス等利用計画作成の対象となり、地域生活支援事業も含め、一体的にサービス等利用計画に位置付ける必要がある。	地域生活支援事業：移動支援、訪問入浴サービス、地域活動支援センター、福祉ホーム等

類型	出典	質問	答	備考
6 障害福祉サービス等と地域生活支援事業の併給利用者と計画作成の可否	京都市	計画相談支援の支給決定者で、移動支援のサービスの申請があった場合に、支給決定機関へサービス等利用計画案の提出は必要か。	<p>支給決定に当たりサービス等利用計画案の提出が必要なサービスは、障害福祉サービス(介護給付、訓練等給付)・地域相談支援に限られる。移動支援や地域活動支援センター等の地域生活支援事業をサービス等利用計画に位置づける必要があるが、地域生活支援事業の支給申請においては、サービス等利用計画案の提出は求めない。また、提出があった場合でも、計画相談支援給付費の報酬の対象とならない。</p> <p>ただし、地域生活支援事業の利用等に伴い、支援内容に影響のある目標や生活課題等の大きな変更があり、早急にサービス等利用計画の変更が必要となる場合は、支給決定機関と事前相談のうえ継続サービス利用支援(モニタリング、サービス利用支援に準じた手続(※)による計画変更等)を実施し、継続サービス利用支援を算定することとなる(変更後の計画については、情報共有の必要性から、支給決定機関へも提出いただく)。</p> <p>一方、目標や生活課題に大きな変更がなく、早急にサービス等利用計画の変更が必要ない場合は、関係機関へ連絡調整のうえ、変更内容については基本的に次回の継続サービス利用支援やサービス利用支援のタイミングで反映させることで差し支えない(この関係機関への連絡調整については、基本相談支援として実施されるものであり、報酬は発生しない。また、継続サービス利用支援やサービス利用支援のタイミングでなく、基本相談支援として修正等を行うことも可能であるが、その場合は報酬は発生しない)。</p>	<p>※サービス利用支援に準じた手続:支給決定機関へのサービス等利用計画案の提出等を除くサービス利用支援の手続(サービス担当者会議、サービス等利用計画作成(利用者の同意要)等)</p>

計画相談支援Q&A(令和6年4月)

- ※ 本Q&Aにおいて、  
 「サービス利用支援＝アセスメントを含むサービス等利用計画作成の一連の行為」  
 「継続サービス利用支援＝モニタリング＋必要な計画の見直しや事業所への連絡調整等の一連の行為」  
 「支給決定機関＝支給申請の受付窓口である保健福祉センター（京北出張所を含む）・発達相談所・第二児童福祉センター」  
 「障害福祉サービス等＝障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）・地域相談支援」とします。

<支給決定>

類型	出典	質問	答	備考
1 計画相談支援給付費の支給期間	京都市	計画相談支援給付費の支給期間はどうか。	京都市においては、基本的に以下のとおり。 <計画相談支援の新規申請の場合> サービス等利用計画書の作成日～最長の障害福祉サービス等の支給期間の範囲内 <計画相談支援の更新申請の場合> 更新する障害福祉サービス等の支給開始日～最長の障害福祉サービス等の支給期間の範囲内	サービス等利用計画書・計画（確定版）の作成日＝計画書・計画（確定版）に本人同意（※）を得た日 ※ 計画相談支援の契約の代理権を持つ成年後見人等が付いている場合、作成日は成年後見人等から同意を得た日となる。
2 緊急時で、計画作成が遅れる場合	京都市	緊急の支援の必要がある場合で、サービス等利用計画書の作成が遅れる場合の対応はどうか。	緊急の支援の必要がある場合には、一旦サービス等利用計画書に基づかない支給決定（みなし決定、支給期間は3箇月以内）を行うこととし、みなし決定の期間内に計画書の提出を求めることとする。	
3 やむを得ず計画書が提出されない場合	240306国QA	サービス等利用計画書等（指定特定・障害児相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画書を含む。）の提出について、申請者からの理解が得られない場合には、計画書の提出なしに支給決定を行うことは可能か。	サービス等利用計画書等が提出されない場合には、やむを得ず計画書なしに支給要否決定を行うこととなる。 ーしかしながら、申請者に対し、計画書の作成の必要性について理解を求められたい。	左記は削除（経過措置終了後の平成27年4月以降は、原則、サービス等利用計画書なしに支給決定を行うことはできない。）
3 支給決定機関への契約内容の報告	京都市	指定障害福祉サービス事業者（居宅介護や生活介護等）が利用者と契約した場合、支給決定機関へ契約内容報告書を提出することとされているが、指定特定相談支援事業者が利用者と計画相談支援について契約した場合、契約内容報告書の提出は必要か。	障害福祉サービス等の申請時、既に契約する指定特定相談支援事業者が決まっていることが想定されるため、本市においては、介護給付費等申請書上の項目として指定特定相談支援事業所名を記載することとしている。 このため、当該申請書において契約する指定特定相談支援事業者が支給決定機関へ知らされており、改めて契約内容報告書の提出は求めない。	
4 契約する指定特定相談支援事業者の変更	京都市	指定特定相談支援事業者を変更する場合の手続きはどうか。	①指定特定相談支援事業者を変更する場合、障害福祉サービス受給者証（ピンク色）を添えて、介護給付費等申請書により変更申請を行う。利用者は、支給決定機関に介護給付費等申請書（余白に事業者を変更する旨を記載）及び障害福祉サービス受給者証を提出する。 ②支給決定機関は、障害福祉サービス受給者証の指定特定相談支援事業者名を変更し、申請者に交付する。	

計画相談支援Q&A(令和6年4月)

※ 本Q&Aにおいて、  
 「計画作成＝アセスメントを含むサービス等利用計画作成の一連の行為」  
 「モニタリング＝モニタリング＋必要な計画の見直しや事業所への連絡調整等の一連の行為」  
 「支給決定機関＝支給申請の受付窓口である保健福祉センター(京北出張所を含む)・発達相談所・第二児童福祉センター」  
 「障害福祉サービス等＝障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)・地域相談支援」とします。

<計画作成>

類型	出典	質問	答	備考
1 変更決定を伴うが、軽微な変更の場合①	京都市	<p>支給量の変更等により支給決定機関における変更決定を伴う場合で、変更の内容が軽微でも支給決定機関へサービス等利用計画案の提出が必要か。</p> <p>(例)</p> <p>①就労継続B 通所に慣れてきたため、支給量月18日→23日</p> <p>②入浴のための身体介護 ADL低下により1回1時間→1.5時間にするため、支給量月30時間→45時間</p>	<p>支給決定機関への申請を伴って支給量を変更する必要があるが、「目標や生活課題」等に大きな変更がない場合は、支給決定機関に事前に相談のうえ、変更決定に際してのサービス等利用計画案の提出を省略できることとする(障害福祉サービスの支給変更申請自体は必要)。</p> <p>この場合、計画作成の一連の行為を行わないため、計画作成費は算定できない。</p> <p>ただし、モニタリングの結果、この軽微な支給量変更が必要となった場合は、モニタリング費は算定できる。</p>	
2 変更決定を伴うが、軽微な変更の場合②	京都市	<p>モニタリング以外のタイミングで「目標や生活課題」等の変更がない軽微な支給量変更である場合、変更内容はどのタイミングでサービス等利用計画に反映するのか。</p>	<p>モニタリング以外のタイミングで必要となった「目標や生活課題」等に大きな変更がない軽微な支給量変更である場合は、関係機関への連絡調整のうえ、変更内容については基本的に次のモニタリングや計画作成のタイミングで反映させることで差し支えない(この関係機関への連絡調整については、基本相談支援として実施されるものであり、報酬は発生しない)。</p> <p>なお、モニタリングや計画作成のタイミングでなく、基本相談支援として計画の変更を行うことも可能であるが、その場合は報酬は発生しない。)</p>	
3 変更決定を伴わないが、計画を変更する場合	京都市	<p>モニタリング以外のタイミングで、「利用する曜日や時間帯、事業所」「目標や生活課題」等の変更など、支給決定機関における変更決定を伴わない内容でサービス等利用計画を変更する場合の手続はどうなるのか。</p>	<p>モニタリング以外のタイミングで「利用する曜日や時間帯、事業所」や「目標や生活課題」等の変更が必要となった場合は、それぞれ以下の手続が必要となる。</p> <p>①「利用する曜日や時間帯、事業所」の変更                  関係機関への連絡調整のうえ、変更内容については基本的に次のモニタリングや計画作成のタイミングで反映させることで差し支えない。この関係機関への連絡調整については、基本相談支援として実施されるものであり、報酬は発生しない。(モニタリングや計画作成のタイミングでなく、基本相談支援として計画の変更を行うことも可能であるが、その場合は報酬は発生しない。)</p> <p>②「目標や生活課題」等①以外の変更                  支援内容に影響があり、早急に計画の変更が必要な場合は、支給決定機関と事前相談のうえモニタリング(モニタリング、計画作成に準じた手続(※)による計画変更等)を実施し、モニタリング費を算定することとなる。</p> <p>なお、変更後の計画については、情報共有の必要性から、支給決定機関へも提出いただく。</p> <p>支援内容に影響がなく、早急に計画の変更が必要ない場合は、上記①と同様の取扱いとなる。</p>	<p>※ 支給決定機関へのサービス等利用計画案の提出等を除く計画作成の手続(サービス担当者会議、サービス等利用計画作成(利用者の同意要)等)</p>

類型	出典	質問	答	備考
4 前回の支給決定から今回の更新までの期間が短い場合	京都市	<p>サービス等利用計画案を提出して支給決定した後、次の更新時期までの期間が短い場合、計画案の提出は必要か。</p> <p>(例)</p> <p>①複数サービスの支給決定期間の終期にずれがあり、次の更新時期までの期間が短い場合          居宅介護: R7.5.1～R8.4.30          ⇒R7.4に案・確定版提出          生活介護: R7.7.1～R8.6.30</p> <p>②ももとの更新時期の直前に支給量変更等の変更申請がされ、計画案を提出したばかりの場合          居宅介護: R7.5.1～R8.4.30          更新のための案提出: R7.4.2          支給量変更申請: R7.4.25</p>	<p>直近でサービス等利用計画案を提出して支給決定を受けた後、利用状況に全く変更を伴わずに更新決定を行う場合は、支給決定機関に事前に相談のうえ、計画案の提出がなくても当該更新決定を行うことができることとする。ただし、障害福祉サービス等の支給期間の終期月にモニタリングを行ったうえで、指定特定相談支援事業者から計画案に変更がない旨を支給決定機関に連絡すること。</p> <p>この場合、計画作成の一連の行為を行わないため、計画作成費は算定できず、モニタリング費を算定することとなる。</p> <p>なお、「直近」とは概ね3箇月以内とし、直近でサービス等利用計画案を提出したのがそれより前になる場合は、更新決定時には通常どおり計画案の提出が必要になる。</p> <p>(例)</p> <p>①の場合          生活介護の終期月モニタリングを6月中に実施⇒モニタリング費請求          居宅介護更新時のサービス等利用計画と変更なければ、支給決定機関に報告のうえ支給決定⇒作成費は算定不可</p>	
5 18歳に到達したことにより支給決定が必要な場合	京都市	<p>18歳到達時には障害福祉サービスの更新が必要になるが、サービス等利用計画案の提出は必要か。</p>	<p>原則、計画や支給内容の変更の有無にかかわらず、障害福祉サービスの支給期間の終期月におけるモニタリング及びサービス等利用計画案の作成、サービス担当者会議など計画作成の一連の流れが必要とされる。</p> <p>ただし、上記「3 前回の支給決定から今回の更新までの期間が短い場合」の取扱いはいこれにおいても適用できる。</p>	<p>サービス等利用計画案、計画、モニタリング報告書においては、18歳到達前であれば保護者の同意、到達後であれば本人の同意が必要となる。</p> <p>また、契約については、18歳以上20歳未満の未成年の場合、未成年者本人が法定代理人(親権者及び未成年後見人)の同意を得て事業者と契約する方法と、法定代理人が未成年者に代わって事業者と契約する方法がある。</p>
6 サービス担当者会議	260227国通知 R0604国QA 京都市	<p>計画作成においては、支給決定後にサービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めることとされているが、必ずサービス担当者会議を開催しなければならないのか。</p>	<p>原則として、関係者全員が参加のうえでサービス担当者会議を開催する必要がある。ただし、次のいずれの要件も満たしていれば、サービス担当者会議を開き直す必要はなく、会議の開催に代えることができることとする。</p> <p>①各関係事業所の担当者に参加を求めても日程が合わない等により、やむを得ず関係者全員参加の会議が開催できないため、主要な担当者のみで開催。</p> <p>②出席できない各関係事業所の担当者には、事前に個別で電話、FAX、メール等で連絡し、担当者への説明及び意見聴取を行い、会議当日に参加者に共有する。さらに書面で連絡日時、事業所名、対応者名、説明内容、聴取した意見が記録されている。</p> <p>③会議開催後は、参加できなかった担当者に会議での議論内容を共有のうえ、必要に応じて改めて意見聴取すること。</p>	<p>指定基準省令において、サービス担当者会議について、テレビ電話装置等を活用して行うことができるとされている。</p>
7 サービス担当者会議	R0604国QA 京都市	<p>サービス担当者会議への参加を求める「担当者」は、どの範囲までか。</p>	<p>当該利用者にサービス提供している障害福祉サービス事業者・施設、地域生活支援事業者等を基本とする。</p> <p>必要に応じて、その他の関係機関(病院、訪問看護、区役所・支所職員、学校、ボランティア等)へも参加を求めることとする。</p>	

類型	出典	質問	答	備考
8	サービス担当者会議 京都市	サービス等利用計画案作成時にサービス担当者会議を行ってもよいのか。	サービス担当者会議は支給決定後、サービス等利用計画確定前に行うことを基本とするが、必要に応じて、計画案作成時に開催してもよい。 ただし、支給決定内容を踏まえサービス等利用計画案の内容が変わる場合(利用者等の希望による軽微な変更(サービス提供日時の変更等)を除く)は、再度サービス担当者会議の開催等によりサービス提供事業者等へ変更後の計画案の内容説明及び意見聴取を行ったうえで、計画(確定版)を作成すること。 また、サービス等利用計画案作成時から関係事業所に変更があった場合、変更後の事業所へのサービス等利用計画案の内容説明及び意見聴取を行ったうえで、計画(確定版)を作成すること。	計画案作成時に、関係事業所へ計画案を交付している場合でも、本人の同意を得て作成した計画(確定版)も、関係事業所に交付すること。 また、利用者等の希望による軽微な変更(サービス提供日時の変更等)があった場合は、変更内容を反映したサービス等利用計画(確定版)をサービス担当者会議の参加者にも交付すること。
9	サービス担当者会議 R0604国QA	サービス担当者会議に、本人が参加できないやむを得ない場合について、具体的などのようなものが考えられるか。	本人への支援を検討するにあたっては、本人が希望する生活およびサービスに対する意向等を改めて確認することが重要であることから、サービス担当者会議、個別支援会議についてはやむを得ない場合を除き、原則として利用者等が同席した上で行わなければならない。 そのため、本人の参加ができないやむを得ない事情が以下のような限定的な場合を想定してる。 ・本人の病状悪化により、面会謝絶状態にある。 ・本人の参加を求めることで状態悪化が見込まれる。  なお、本人を含めた個別支援会議を行った上で、追加的にサービス管理責任者及び事業所職員が参加する会議を行うことは可	
10	計画における本人同意 260227国通知 京都市	サービス等利用計画案や計画(確定版)の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、署名又は押印により利用者等の同意を得ることが必要とされているが、居宅等への訪問は必要か。また、電話による同意の確認でもよいのか。	サービス等利用計画案や計画(確定版)の内容については「文書により利用者等の同意を得ること」が必須とされている。居宅等への訪問は必須ではないため、利用者等の意向が正確に確認できることを前提として、郵送や補助職員の代行等により同意を得ることは可能である。 また、「電話等の口頭での確認」は認められないが、FAXやメール等書面として残る媒体で同意が取れていればよいこととする。この場合、同意が取れていることが分かる書面を計画案や計画(確定版)に添付のうえ、支給決定機関へ提出すること。 なお、郵送等による同意の場合においても、サービス等利用計画案や計画(確定版)の内容を利用者等に対して説明し、理解していただく必要があるため、状況に応じて相談支援専門員が電話や電子メール等で利用者等とやりとりを行うこと。	
11	計画における本人同意 京都市	サービス等利用計画案や計画(確定版)の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、署名又は押印により利用者等の同意を得ることが必要とされているが、視覚障害等の利用者が署名又は押印ができない場合、代筆でもよいのか。	利用者が署名又は押印できない場合は、サービス等利用計画案等の内容を利用者等へ説明し、同意を得たうえで代筆による記名押印又は押印とすることは差し支えない。この場合は、代筆である旨がわかるよう代筆者の記名が必要。	
12	計画における本人同意 京都市	成年後見人が付いている利用者の場合は、利用者と成年後見人の両方の署名又は押印が必要か。	基本的には、利用者と成年後見人の両方からの署名又は押印が必要である。 なお、補助人・補佐人が付いており、その補助人・補佐人が計画相談支援の契約の代理権を持っている場合は、その補助人・補佐人の署名又は押印が必要である。 ただし、やむを得ず本人から署名又は押印を得ることができない場合には、その成年後見人等からの署名又は押印で足りる。	
13	アセスメント様式 京都市	アセスメント様式について、事業所独自の様式でもよいのか。	アセスメント様式については様式は問わないため、事業所独自の様式で構わない。	
14	アセスメント(モニタリング)における訪問面接 京都市	アセスメントやモニタリングにおいては、利用者の居宅等を訪問し、面接することとされているが、必ず利用者と直接対面することが必要か。電話やメール等での意見聴取でもよいのか。	必ず利用者と直接対面する必要がある。電話やメール等のみで、利用者本人と面談していない場合には、計画相談支援給付費の報酬は算定できない。	
15	アセスメント(モニタリング)における訪問面接 京都市	アセスメントやモニタリングにおいては、利用者の居宅等を訪問し、面接することとされているが、必ず居宅の訪問が必要か。施設入所者や入院中の利用者についても、居宅、つまり自宅への訪問が必要か。	「居宅等」とは、「当該利用者が現に日々の生活拠点としている現住地」とし、自宅やグループホーム、入所中の施設や入院中の病院などを指す。原則として、これら生活拠点を訪問し、生活環境の把握を行う必要がある。	短期入所先に長期的に滞在している場合は、短期入所先を訪問すること。ただし、その旨書面で記録しておくこと。

類型	出典	質問	答	備考
16 アセスメント(モニタリング)における訪問面接	R060405国Q&A 京都市	利用者が居宅等への訪問を拒否している場合でも必ず訪問が必要か。	サービス等利用計画は、日常生活全般を支援する観点に立つて作成されることが重要であることから、生活状況を十分把握する必要があり、その把握については、本人等からの聞き取りだけでなく、居宅において日頃生活している様子や生活環境等を実地で確認する必要があるため、障害福祉サービス事業所等の一時的な滞在場所のみを訪問して面接を行う場合には適切にアセスメント又はモニタリングが行われたものとは認められず、自宅訪問が必要である。	
17 アセスメント(モニタリング)における訪問面接	R060405国Q&A 京都市	利用者の居宅等への訪問を行ったところ、拒絶され、相談支援やサービス利用に大きな悪影響があるが、居宅への訪問は必須であるか。	上記のとおり、居宅等の訪問は必須である。 ただし、次のいずれの要件も満たしている場合に限り、居宅等への訪問に代えることができることとする。 ①利用者自身や家族が居宅等への訪問を拒否しており、利用者の意向を無視した訪問により相談支援やサービス利用に悪影響を及ぼす可能性がある場合など、指定特定相談支援事業者の責ではなく、やむを得ず訪問ができない。 ②居宅等で面談の必要性を本人へ説明し、居宅等への面談が可能となる支援を具体的に検討している。 ③以下の内容を支援記録及びサービス等利用計画(案)に記載する。 ・居宅等での面接ができなかった理由 ・本人へ居宅等への面談の必要性を説明した日 ・居宅等での面談に向けた具体的な支援内容	居宅等への訪問ができない理由について、支給決定機関への報告も必要のため、サービス等利用計画案の空欄に③を記載してください。
18 計画案から計画が変更となる場合	京都市	支給決定を経て、サービス担当者会議の開催等をした結果、計画確定前に、支給量の変更が必要となりサービス等利用計画案が変更となった場合はどうするのか。	基本的に、支給量変更について反映したサービス等利用計画案の提出と、障害福祉サービスの支給変更申請を行い、再度支給決定を受ける必要がある。 この場合、サービス等利用計画案を二回作成したこととなるが、計画が確定するのは再度の支給決定後となり、報酬はサービス等利用計画(確定版)に本人同意を得た月を実施月として計画作成費(1回分)を請求することとなる。 なお、P7「1 変更決定を伴うが、軽微な変更の場合」と同様に、「目標や生活課題」等に大きな変更がない場合は、支給決定機関に事前相談のうえ、変更決定に際しての変更後のサービス等利用計画案の提出を省略できることとし(障害福祉サービスの支給変更申請は必要)、計画(確定版)作成時に変更内容を反映させることとする。	支給決定に関わらないサービス等利用計画案の変更は、計画(確定版)作成時に変更内容を反映させることで足りる。
19 支給取消する場合	京都市	A障害福祉サービスとB障害福祉サービスを利用していたが、A障害福祉サービスのみの利用がなくなり支給決定の取消をする場合のサービス等利用計画の変更の手続はどうなるのか。	P7「2 変更決定を伴わないが、計画を変更する場合」の②と同様の取扱いとなる。	

計画相談支援Q&A(令和6年4月)

- ※ 本Q&Aにおいて、  
 「サービス利用支援＝アセスメントを含むサービス等利用計画作成の一連の行為」  
 「継続サービス利用支援＝モニタリング＋必要な計画の見直しや事業所への連絡調整等の一連の行為」  
 「支給決定機関＝支給申請の受付窓口である保健福祉センター（京北出張所を含む）・発達相談所・第二児童福祉センター」  
 「障害福祉サービス等＝障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）・地域相談支援」とします。

<継続サービス利用支援>

類型	出典	質問	答	備考																																																				
1 モニタリングの起算月・終期月	京都市	モニタリングの起算月、終期月はどうか。	<p>&lt;起算月&gt; 提出したサービス等利用計画案を参考に支給決定された障害福祉サービス等の支給期間の開始月を起算月（＝ひと月目）とする。</p> <p>&lt;終期月&gt; 計画相談支援給付費の支給期間の終期月＝障害福祉サービス等の支給期間の終期月であり、障害福祉サービス等の終期月にはモニタリングを実施する。 ※モニタリングの結果、障害福祉サービス等を更新する場合は、一連の流れでサービス利用支援を行う（報酬はサービス利用支援のみを算定する）。</p> <p>例1)障害福祉サービス等の支給期間 R7.5～R8.4 起算月 R7.5月 ※起算月から〇か月目にモニタリングを行う</p> <table border="1"> <tr> <td>モニタリング期間</td> <td>5月</td> <td>6月</td> <td>7月</td> <td>8月</td> <td>9月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> <td>1月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> <td>4月</td> </tr> <tr> <td>①6か月</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>モ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>モ＋案作成</td> </tr> <tr> <td>②3か月</td> <td></td> <td></td> <td>モ</td> <td></td> <td></td> <td>モ</td> <td></td> <td></td> <td>モ</td> <td></td> <td></td> <td>モ＋案作成</td> </tr> <tr> <td>③当初3＋6か月</td> <td>モ</td> <td>モ</td> <td>モ</td> <td></td> <td></td> <td>モ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>モ＋案作成</td> </tr> </table>	モニタリング期間	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	①6か月						モ						モ＋案作成	②3か月			モ			モ			モ			モ＋案作成	③当初3＋6か月	モ	モ	モ			モ						モ＋案作成	<p>250222国Q&amp;Aにおいては、障害福祉サービス等の支給期間の終期月とモニタリングの最終月が一致しない場合、「モニタリングの最終月を障害福祉サービス等の支給期間の終期月に設定し、そこから遡ってモニタリング月を設定されたい」とされているが、本市においては、サービス等利用計画の評価を行うためには障害福祉サービス等の利用開始時を起点にモニタリングを行うことが重要であるとの観点から、左記の取扱いとするもの。                      なお、国の取扱いのとおり、終期月からの遡りにより設定されたモニタリング実施月を適用することを不可とするものではない。</p>
モニタリング期間	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月																																												
①6か月						モ						モ＋案作成																																												
②3か月			モ			モ			モ			モ＋案作成																																												
③当初3＋6か月	モ	モ	モ			モ						モ＋案作成																																												
2 モニタリングの実施月	京都市	モニタリングの実施月はどうか。	<p>新規（更新）決定した障害福祉サービス等の支給期間の開始月を起算月として、受給者証に記載されたモニタリングの実施期間ごとに行う。ただし、月の途中で支給決定した場合は、支給期間の開始月の翌月を起算月とする。</p> <p>例)居宅介護の支給期間 R7.5.1～R8.4.30 就労継続Bの支給期間 R7.5.1～R10.4.30 計画相談支援の支給期間 R7.4.15～R10.3.31（サービス等利用計画案の作成日～最長の障害福祉サービス等の支給期間の範囲内） モニタリング期間 6箇月ごと</p> <table border="1"> <tr> <td>モニタリング期間</td> <td>R7.5</td> <td>R7.10</td> <td>R8.4</td> <td>R8.5</td> <td>R8.10</td> <td>R9.4</td> <td>R9.5</td> <td>R9.10</td> <td>R10.4</td> </tr> <tr> <td>起算月</td> <td>モ</td> <td></td> <td>モ＋案作成</td> <td>起算月</td> <td>モ</td> <td>モ＋案作成</td> <td>起算月</td> <td>モ</td> <td>モ＋案作成</td> </tr> <tr> <td>①居宅介護</td> <td></td> <td></td> <td>更新</td> <td></td> <td></td> <td>更新</td> <td></td> <td></td> <td>更新</td> </tr> <tr> <td>②就B</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>更新</td> </tr> </table>	モニタリング期間	R7.5	R7.10	R8.4	R8.5	R8.10	R9.4	R9.5	R9.10	R10.4	起算月	モ		モ＋案作成	起算月	モ	モ＋案作成	起算月	モ	モ＋案作成	①居宅介護			更新			更新			更新	②就B									更新													
モニタリング期間	R7.5	R7.10	R8.4	R8.5	R8.10	R9.4	R9.5	R9.10	R10.4																																															
起算月	モ		モ＋案作成	起算月	モ	モ＋案作成	起算月	モ	モ＋案作成																																															
①居宅介護			更新			更新			更新																																															
②就B									更新																																															
3 モニタリング期間の設定	250222国QA 030408国QA	モニタリング期間の設定についての考え方如何。	<p>モニタリング期間については、障害者等の心身の状況、環境、生活課題、援助方針、サービスの種類・内容・量などを勘案して定める必要がある。具体的には、指定特定相談支援事業者が、サービス等利用計画案において、個々のサービスの効果・必要性を判断すべき時期を設定したうえでモニタリング期間の提案をしたものを踏まえ、市町村が設定する。</p> <p>一般的には、状態が不安定で障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を頻回に行わなければならない場合等はモニタリング期間が短くなることが想定され、逆に、状態が安定している場合等はモニタリング期間が長くなることが想定される。</p> <p>例えば、本人の特性、生活環境、家庭環境等により、その他障害福祉サービス等を安定的に利用することに課題のある者や、家族や地域住民等との関係が不安定な者などの場合、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間で設定することが望ましい。</p>	<p>本市においては、モニタリングの判断基準表を作成している。（平成30年4月改定）</p>																																																				
4 サービス利用がない場合のモニタリング	250222国QA	障害福祉サービス等の支給決定は受けたものの、実際の障害福祉サービス等の利用がなかった場合でも、モニタリング月に継続サービス利用支援を行うのか。	<p>障害福祉サービス等の利用がない場合でも、モニタリング月には継続サービス利用支援を行い、状況を把握したうえでサービス内容の変更等が必要かを判断することとなる。</p>																																																					

類型	出典	質問	答	備考																																							
5	京都市	障害福祉サービス等の利用開始が当初から遅れてしまった場合、モニタリングの起算月も遅らせるのか。	障害福祉サービス等の利用開始が当初から遅れてしまった場合も、モニタリングの起算月は遅らせず、障害福祉サービスの支給期間の開始月を起算月(=ひと月目)とする。(月の途中で支給決定した場合は、支給期間の翌月を起算月とする。)																																								
6	京都市	サービス等利用計画(確定版)の作成が遅れた場合のモニタリングについて	<p>サービス等利用計画(確定版)の作成が遅れたとしても、モニタリングの起算月は案に基づき支給決定された障害福祉サービス等の利用開始月になるため、起算月は変わらない。</p> <p>モニタリング期間が毎月や当初3箇月+〇箇月の場合、1回目のモニタリングは確定版の作成月(確定版へ同意を得た日)の翌月から実施することになる。</p> <p>(例)            障害福祉サービス等支給決定期間: R7.5~R8.4            サービス等利用計画の作成月: R7.5(作成が一箇月遅れた)            起算月: R7.5(案の提出が遅れていない場合を変わらない)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>モニタリング期間</th> <th>5月【起算月】</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月【終期月】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①当初3+3</td> <td>作成</td> <td>モ</td> <td>モ</td> <td>モ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>モ</td> <td></td> <td></td> <td>モ+案作成</td> </tr> <tr> <td>③当初3+6</td> <td>作成</td> <td>モ</td> <td>モ</td> <td>モ</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>モ+案作成</td> </tr> </tbody> </table> <p>1か月ずつずれる ↑ 元の起算月からのカウントに戻る</p>	モニタリング期間	5月【起算月】	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月【終期月】	①当初3+3	作成	モ	モ	モ					モ			モ+案作成	③当初3+6	作成	モ	モ	モ								モ+案作成	
モニタリング期間	5月【起算月】	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月【終期月】																															
①当初3+3	作成	モ	モ	モ					モ			モ+案作成																															
③当初3+6	作成	モ	モ	モ								モ+案作成																															
7	京都市	支給変更後のモニタリング	障害福祉サービスの支給変更をした場合、モニタリング起算月は変わらないのか。	基本的に、モニタリング起算月は変わらない。																																							
8	京都市	計画(確定版)未作成者へのモニタリング	サービス等利用計画案の提出後、支給決定がされたが、計画(確定版)作成の段階で、本人の体調や意向の変更等により、計画(確定版)作成に至らなかった場合、継続サービス利用支援は実施するのか。	計画相談支援は、制度上計画(確定版)の作成を前提として継続サービス利用支援を行うものとなっているため、計画(確定版)が未作成の場合には継続サービス利用支援は実施できない。 継続サービス利用支援を実施するためには、遅れても計画(確定版)を作成することが必要となる。																																							
9	京都市	途中入院した利用者へのモニタリング	計画相談支援で毎月モニタリングを実施することになっている利用者が、途中で3箇月入院した場合でもモニタリングを毎月行う必要はあるか。	入院中でもモニタリングは可能なため実施する。モニタリングの結果や入院の長期化等により、モニタリング期間の変更や障害福祉サービス等の支給継続の要否等について判断することとなる。	面会謝絶であるなど、モニタリングを実施できなかった場合は、その理由を記録しておくこと。																																						
10	京都市	転出する利用者へのモニタリング	市外へ転出することになった利用者に対して転出前にモニタリングを行う必要はあるか。	転出する月がモニタリング月となっている場合はモニタリングを行うことになるが、モニタリング月でない場合は、支給決定機関に事前相談のうえ、本人の状況からモニタリングが必要であると判断される場合はモニタリングを実施することになる。モニタリングを実施した場合は継続サービス利用支援費を算定できる。																																							
11	京都市	障害福祉サービス等を支給取消する者へのモニタリング	就労移行支援を利用していたが、一般企業への就職が決まり、就労移行支援を支給取消することとなった。就労移行支援を支給取消すると障害福祉サービス等の利用はなくなる。就労移行支援の支給取消に当たり、モニタリングを行う必要はあるか。	支給取消する月がモニタリング月となっている場合はモニタリングを行うことになるが、モニタリング月でない場合は、支給決定機関に事前相談のうえ、本人の状況からモニタリングが必要であると判断される場合はモニタリングを実施することになる。モニタリングを実施した場合は継続サービス利用支援費を算定できる。																																							

類型	出典	質問	答	備考
12 モニタリング期間の変更	京都市	モニタリング期間のみを変更する場合の手続はどうなるのか。	<p>①モニタリング期間を変更する場合、モニタリング期間を変更したサービス等利用計画(※)と障害福祉サービス受給者証(ピンク色)を添えて、介護給付費等申請書により変更申請を行う。利用者は、支給決定機関に介護給付費等申請書(余白にモニタリング期間を変更する旨を記載)、モニタリング期間を変更したサービス等利用計画及び障害福祉サービス受給者証を提出する。</p> <p>②支給決定機関は、障害福祉サービス受給者証のモニタリング期間を変更し、申請者に交付する。</p> <p>なお、モニタリング期間を変更した場合は、基本的に前回モニタリング実施月の翌月から新たなモニタリング期間ごとに起算してモニタリングを実施する。</p>	<p>※ 計画作成日の欄に計画変更日平成〇年〇月〇日と記載するなどして計画変更(モニタリング期間変更)時点がわかるようにし、モニタリング期間欄に新たなモニタリング期間を記載し、本人同意を得る。週間計画表の内容に変更がなければ週間計画表の提出は省略可能。(現行のサービス等利用計画に計画変更日・新たなモニタリング期間が分かるよう手書き修正する形でもよいが、本人同意は改めて得ること。)</p> <p>※この場合、サービス利用支援の一連の流れを行っていないので、サービス利用支援費の算定は不可。</p>
13 最終月のモニタリングについて	京都市	障害福祉サービスの更新時など、障害福祉サービスの終期月にはモニタリングを実施することされているが、利用者の都合により、終期月にモニタリングができない場合、ひと月前に実施することは可能か。	<p>原則は、最終月にモニタリングすることを基本としますが、以下の場合等は、ひと月前に実施することを可能とします。</p> <p>利用者の心身の状況に変化がないと予測される場合であり、</p> <p>①ある月の利用者のサービス更新月が重なってしまい、終期月に対応できない場合</p> <p>②利用者の都合により、終期月の月初にモニタリングが実施できない場合。</p> <p>なお、この場合においては、理由を記録しておくこととする。</p> <p>※ 2箇月以上前にモニタリングをすることは、利用者の心身の状況が変化することが見込まれるため、認められません。</p> <p>※ モニタリングと計画作成が月をまたぐこととなりますが、計画作成のながれとして一連で行うため、継続サービス利用支援費を算定せず、計画作成月にサービス利用支援費のみを算定します。</p>	<p>今後も更新月が重なることが想定される場合は、支給期間の分散化を検討すること。</p>
14 最終月のモニタリングについて②	京都市	モニタリング期間が「毎月」であり、終期月のひと月前にモニタリングを実施し計画作成をしたうえで、終期月にモニタリングを実施した場合、請求は可能か。	<p>請求できない。モニタリング期間が「毎月」の利用者は、状態が不安定である等、状態の変化が見込まれる方が想定されるため、終期月にモニタリングを実施し、計画作成をする。</p>	

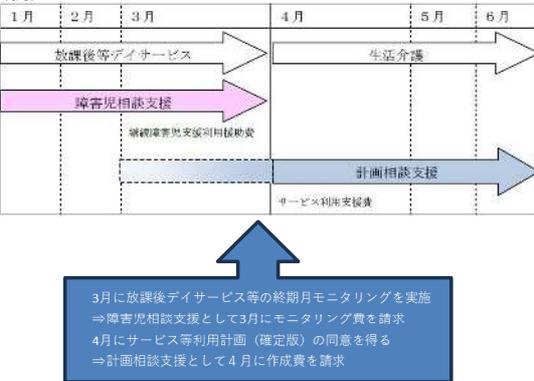
計画相談支援Q&A(令和6年4月)

※ 本Q&Aにおいて、  
 「計画作成＝アセスメントを含むサービス等利用計画作成の一連の行為」  
 「モニタリング＝モニタリング＋必要な計画の見直しや事業所への連絡調整等の一連の行為」  
 「支給決定機関＝支給申請の受付窓口である保健福祉センター（京北出張所を含む）・発達相談所・第二児童福祉センター」  
 「障害福祉サービス等＝障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)・地域相談支援」とします。

<報酬請求>

類型	出典	質問	答	備考
1 計画相談支援給付費の基本的な考え方	250222国QA 京都市	計画相談支援給付費の算定に当たっての基本的な考え方如何。	<p>※下線は、本市の補足である。</p> <p>&lt;原則&gt;                      計画作成費及びモニタリング費は、月額報酬のため同一の月に複数回行ったとしても計画作成費については1,572単位、モニタリング費については1,260単位(※)しか算定することはできない。</p> <p>障害福祉サービス等の終期月等に、モニタリングを行った結果、その後同一の月に計画作成を一連の流れで行った場合は、計画作成のアセスメントのプロセスをモニタリング(モニタリング)で行えているため、モニタリング費は算定せず、計画作成費のみを算定する。また、この場合にモニタリングと計画作成が月をまたいだ場合も同様にモニタリング費は算定せず、計画作成費のみを算定する。</p> <p>&lt;例外&gt;                      支給決定機関に事前協議を行ったうえで、計画作成を行った後、同一の月にモニタリングを行った場合は、計画作成費及びモニタリング費の両方を算定できる。                      なお、支給決定機関への事前協議日を記録しておくこと(事業所独自の判断で行った場合は認められない)。</p>	<p>・平成30年度について、以下のサービスを利用するもの以外は旧単価を算定する。</p> <p>療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援、就労定着支援、自立生活援助及び日中サービス支援型指定共同生活援助</p> <p>・平成30年4月から、合算コードは廃止されている。</p> <p>※令和3年4月以降の基本報酬は、機能強化型Ⅰ～Ⅳが創設され、それぞれ単位数は異なる。</p>
2 計画相談支援給付費の基本的な考え方	250222国QA 京都市	更新月であったため、サービス等利用計画案～確定版の作成を完了したが、その直後にモニタリングの実施が必要となった。この場合、作成費とモニタリング費の両方を請求できるのか。	<p>上記のとおり、原則は同月に作成費とモニタリング費の両方は算定できない。</p> <p>ただし、確定版作成後に本人のサービス利用状況や状態が不安定となり、早急にモニタリングが必要になった場合等、事業所による都合ではなく、同月に計画作成とモニタリングをする必要がある場合は、作成費とモニタリング費を算定できる。</p> <p>なお、その場合は、支給決定機関に、同月に計画作成とモニタリングを行う理由を報告し、支給決定機関がやむを得ないと判断した場合に限り算定可とし、その協議内容についても記録しておくこと。</p>	
3 サービスが不支給決定された場合	240306国QA	障害福祉サービス等の申請が却下された場合は、計画相談支援給付費等は支給されないのか。	お見込みのとおり。	
4 計画作成の実施月	250222国QA	計画相談支援給付費(計画作成費)が発生する時点は、いつか。	<p>※下線は本市の補足である。</p> <p>計画相談支援給付費(計画作成費)が発生するのは、市町村から障害福祉サービス等の支給決定を受けた後に、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画を作成し、利用者から文書により同意を得た時点である。</p>	サービス等利用計画案ではなく、支給決定後に計画(確定版)として本人同意を得た月を実施月とする。
5 計画作成の請求月	250222国QA 京都市	計画作成は、サービス等利用計画を作成した日が属する月分として翌月に請求するなのか。	<p>※下線は本市の補足である。</p> <p>お見込みのとおり。</p> <p>例)サービス等利用計画案の作成 4月10日                      障害福祉サービスの支給決定 4月30日                      障害福祉サービスの支給期間 5月1日～                      計画(確定版)作成 5月10日に本人同意を得る                      →この場合、計画(確定版)に本人同意を得た5月を実施月として6月に請求する。</p>	サービス等利用計画案ではなく、支給決定後に計画(確定版)として本人同意を得た月が実施月となる。
6 計画作成の請求月	京都市	成年後見人が付いている場合に、サービス等利用計画(確定版)に本人及び成年後見人からの同意を得たが、同意を得た月が違う場合、どちらの同意を得た月を実施月として計画作成費を請求すればよいのか。	<p>成年後見人が付いている場合は、成年後見人からの同意を得た月を実施月として計画作成費を請求する。</p> <p>なお、補助人・補佐人が付いており、その補助人・補佐人が計画相談支援の契約の代理権を持っている場合は、その補助人・補佐人からの同意を得た月を実施月(提供月)として計画作成費を請求することとなる。</p>	左記の様に計画相談支援の契約の代理権を持つ成年後見人等が付いている場合、サービス等利用計画案・計画(確定版)の作成日は当該計画案・計画(確定版)に成年後見人等から同意を得た日を記載すること。
7 モニタリングの結果、計画変更等を伴わなかった場合	240306国QA	モニタリングの結果、サービス等利用計画等の変更や新たな支給決定等に係る動奨が必要ない場合であっても、モニタリング(継続障害児支援利用援助)の報酬は算定できるか。	算定できる。	

類型	出典	質問	答	備考
8	京都市	モニタリングの結果、支給決定の内容は変更せず、モニタリング期間の変更のみ行った場合	モニタリングの結果、モニタリング期間の変更のみを行った場合は、計画作成費は請求できず、モニタリング費の対象となる。 なお、モニタリングの結果、計画作成費が給付されるのは、障害福祉サービス等の申請(新規・変更・更新)が行われ、計画作成を行ったときに限られる。	
9	250222国QA	利用者が死亡した場合(文書による同意を得られなかった場合)	計画作成費の算定はできない。	
10	250222国QA	同一月に計画作成を複数回行った場合	計画作成費は、月額報酬のため、同一の月に複数回行ったとしても1,572単位しか算定することはできない。	同一月にモニタリングを複数回行った場合についても、月額報酬のため、1,308単位しか算定することはできない。
11	250222国QA	同一月にモニタリングと計画作成を行った場合	モニタリングを行った直後に、利用者の心身の状況の急変や転居による環境の変化等により、新たな障害福祉サービス等の申請又は支給決定の変更の申請を行うことが必要となり、同一の月にモニタリングとサービス等利用支援を行うこととなった。 モニタリングと計画作成を一連の流れで行ったわけではないので、モニタリング費及び計画作成費の両方を算定してもよい。	同一の月にモニタリングを行った後に、計画作成を行った場合は、モニタリング費は算定せず、計画作成費のみを算定する。
12	250222国QA	同一月にモニタリングと計画作成を行った場合	障害福祉サービスの体験利用(短期間)を行うための支給決定に係る計画作成を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するためのモニタリングを行い、その結果支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る計画作成を行った場合には、計画相談支援費の算定はどのように行うこととなるのか。	同一の月に計画作成とモニタリングを行うことと市町村が決定した者については、計画作成費とモニタリング費を算定する。 さらに、同一の月に計画作成を行った場合であっても、計画作成費は月額報酬のため、計画作成を行った回数分請求することはできない。
13	京都市	支給期間が異なるサービスがある場合の計画作成	生活介護(支給期間3年)と居宅介護(支給期間1年)の支給決定を受けている方について、計画相談支援の支給期間を最長の生活介護に合わせて3年とした場合、居宅介護の支給決定の更新月にモニタリングをした結果、支給内容に変更なく更新を行った場合、報酬は計画作成費とモニタリング費のどちらを算定するのか。	生活介護と居宅介護の併給者で居宅介護のみの更新の際も、サービス等利用計画案の作成、サービス担当者会議など計画作成の一連の流れが必要である。当該月は、モニタリングを行ったうえで計画作成を行い、計画作成費のみを算定することとなる。これは、居宅介護のみの受給者が毎年更新する際に、計画や支給内容に変更の有無にかかわらず、モニタリングのうえ計画作成の一連の流れが必要とされることと同じである。
14	京都市	契約事業所を変更した場合	障害福祉サービス等の申請(新規・変更・更新)をする必要がなく、計画作成を行わない月に契約変更した場合は、契約変更前の指定特定相談支援事業者からサービス等利用計画を引き継ぎ、その計画に関してモニタリング月ごとにモニタリングを行うことでよい。	お見込みのとおり。 なお、契約事業所を変更する場合には、支給決定機関へ介護給付費等申請書により変更申請を行う必要がある(P6「4 契約する指定特定相談支援事業者の変更」参照)。
15	250222国QA	契約事業所を変更した場合	指定特定相談支援事業者の廃止や利用者の市町村内の転居等により、別の指定特定相談支援事業者に契約変更した場合であって、契約変更後の指定特定相談支援事業者が、契約変更前の指定特定相談支援事業者からサービス等利用計画を引き継ぎ、利用者の状況を把握するため利用者と面談したりサービス担当者会議を行う等モニタリングを行った場合に、モニタリング費を算定することは可能か。	契約変更後の指定特定相談支援事業者がモニタリング月ではない月にモニタリングを行う場合には、市町村に報告し、モニタリング期間の変更を行ったうえでモニタリング費を算定することは可能である。

類型	出典	質問	答	備考
16	契約事業所を変更した場合 250222国QA 京都市	障害福祉サービス等の支給決定の終期月等においてモニタリングを行った後に、別の指定特定相談支援事業者が同一の月に計画作成を行った場合、契約変更前の指定特定相談支援事業者はモニタリングを、契約変更後の指定特定相談支援事業者は計画作成費を算定できるか。	※下線は、本市の補足である。 同一の月にモニタリングを行った後に、計画作成を行った場合は、モニタリング費は算定せず、計画作成費のみを算定することとされているため、契約変更前の指定特定相談支援事業者はモニタリング費を算定できず、契約変更後の指定特定相談支援事業者のみ計画作成費を算定する。 <u>なお、モニタリングを行った結果、その後に計画作成を一連の流れで行った場合は、月をまたいでも計画作成費のみを算定することとなる。</u>	転出・転入を伴う契約事業所の変更については次のP14「16 契約事業所を変更した場合」参照
17	契約事業所を変更した場合 250222国QA 京都市	障害福祉サービス等の支給決定の終期月等においてA指定特定相談支援事業者がモニタリングを行った後に、利用者が転出し、同一の月に転出先で別のB指定特定相談支援事業者が計画作成を行った場合、A・B両方の指定特定相談支援事業者が計画相談支援給付費を算定できると考えるが、いかがか。	<市内の転出・転入> 市内での転出・転入に伴い契約する指定特定相談支援事業者が変更になっても、報酬の考え方は変わらず、同一の月にモニタリングと計画作成の両方を算定することはできず、計画作成費のみを算定することとなる。(モニタリングの結果、その後に計画作成を一連の流れで行った場合は、月をまたいでも、計画作成費のみを算定することとなる。) なお、A・Bの事業所間で話し合って計画作成の報酬を按分することは差し支えない。 <市外の転出・転入> 市外の転出・転入に伴い支給決定を行う市町村が変わった場合は、同一の月であっても、契約変更する前後の両方の指定特定相談支援事業者がそれぞれ報酬算定でき、Aがモニタリング費、Bが計画作成費を算定できる。 この場合、A指定特定相談支援事業者は、利用者の転出予定等を事前に確認しておくべきであり、転出先のB指定特定相談支援事業所に円滑に引き継げるよう配慮すること。	市外の転出・転入に伴い支給決定を行う市町村が変わった場合は、障害福祉サービス等の申請に係る計画作成を行うこととなる。
18	計画相談支援と障害児相談支援の関係 240306国QA	障害福祉サービスと障害児通所支援の両方のサービスを利用する障害児については、計画相談支援と障害児相談支援の両方を一体的に実施することとなるが、報酬については、障害児相談支援のみの報酬が算定されるという理解でよいか。	お見込みのとおり。	
19	計画相談支援と障害児相談支援の関係 京都市	障害福祉サービスと障害児通所支援の両方のサービスを利用する障害児について、計画相談支援と障害児相談支援でそれぞれ異なる事業者が計画案を作成した場合でも、報酬については、障害児相談支援のみの報酬が算定されるのか。	お見込みのとおり。	
20	計画相談支援と障害児相談支援の関係 250222国QA	障害児通所支援から障害福祉サービス等に利用するサービス等が切り替わる際に、障害児相談支援の支給期間の終期月に指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して継続障害児支援利用援助を行い、同一の月に、指定特定相談支援事業者が計画作成を行った場合、指定障害児相談支援事業者が継続障害児支援利用援助費を、指定特定相談支援事業者が計画作成費を算定することは可能か。	報酬告示において「障害児相談支援対象保護者に対して、指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。」とされているため、同一月に指定特定相談支援事業者が計画作成費を算定することはできない。 したがって、サービス等利用計画を作成し、利用者から文書による同意を得る日を、障害児相談支援の支給期間の終期月の翌月に属する日とすること。 なお、この取扱いについては、指定障害児相談支援事業者から指定特定相談支援事業者へケースを引き継ぐ場合も、指定障害児相談支援事業者と指定特定相談支援事業者の両方の指定を受けている事業者がケースを受け持つ場合も同じである。 (例) 	計画相談支援において、モニタリングを行った結果、計画作成を一連の流れで行った場合は月をまたいでも計画作成費のみの算定となるが、左記の場合はこの取扱いと異なることに注意。

計画相談支援Q&A(令和6年4月)

※ 本Q&Aにおいて、

「サービス利用支援＝アセスメントを含むサービス等利用計画作成の一連の行為」

「継続サービス利用支援＝モニタリング＋必要な計画の見直しや事業所への連絡調整等の一連の行為」

「支給決定機関＝支給申請の受付窓口である保健福祉センター（京北出張所を含む）・発達相談所・第二児童福祉センター」

「障害福祉サービス等＝障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）・地域相談支援」とします。

<セルフプラン>

類型	出典	質問	答	備考
1 セルフプラン	240306国QA	指定特定・障害児相談支援事業者以外の者が計画を作成する場合の作成主体は、誰を想定しているのか。	「指定特定・障害児相談支援事業者以外の者」については、基本的には制限はなく、本人や家族、支援者等が作成したものを想定している。 なお、サービス等利用計画面等は、市町村が支給決定に当たって勘案するものであるため、市町村の支給決定を行う担当職員が作成することは想定していない。	
2 セルフプラン	250222国QA	利用者本人が作成するサービス等利用計画（セルフプラン）の場合も、指定特定相談支援事業者が提出するものと同じ様式で提出しなければならないのか。また、当事者の意向や目標達成時期等、すべての項目を記入しなければならないのか。支給決定を行う市町村の裁量で、項目を減らす等はできないのか。	サービス等利用計画の様式は、国で示している様式例を参考に市町村で定めることになっており、セルフプランについても市町村の判断でセルフプラン用の様式を定めることも可能であるが、当事者の意向や生活全般の解決すべき課題、目標達成時期、サービスの種類・内容・量等省令で示している項目については省略することはできない。	京都市でも、セルフプラン用の参考様式を作成しているが、あくまで参考様式であり、必要な項目（P1「3 サービス等利用計画面（セルフプランを含む）・計画（確定版）の必須項目」参照）が記載されていれば、任意の様式で構わない。
3 セルフプラン	京都市	セルフプランを提出した場合は、モニタリングは必要か。	セルフプランを提出した場合は、モニタリング不要である。	
4 セルフプラン	京都市	セルフプランにおいても、計画面・計画（確定版）の両方の提出が必要なのか。	セルフプランの場合は、計画面の提出は必要であるが、支給決定を経て確定するという考え方がないため、計画（確定版）は不要である。	

計画相談支援Q&A(令和6年4月)

- ※ 本Q&Aにおいて、  
 「サービス利用支援＝アセスメントを含むサービス等利用計画作成の一連の行為」  
 「継続サービス利用支援＝モニタリング＋必要な計画の見直しや事業所への連絡調整等の一連の行為」  
 「支給決定機関＝支給申請の受付窓口である保健福祉センター（京北出張所を含む）・発達相談所・第二児童福祉センター」  
 「障害福祉サービス等＝障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)・地域相談支援」とします。

<更新時期の分散化>

類型	出典	質問	答	備考
1 更新時期の分散化	260612京都市通知	主に通所・入所施設に関しては、現行体系移行時に一斉に区分認定や障害福祉サービス支給決定を行っていること等から、施設ごとに利用者の更新時期が一時期に集中しており、指定特定相談支援事業者において、同時期にサービス等利用計画の作成やモニタリングを行うこととなるが、更新時期を分散化できないか。	本市においては、平成26年4月の段階的対象拡大の完了を機に、当面の措置として、障害支援区分認定及び支給決定の期間の終期を各月に分散させるよう、取扱いを変更している。	分散化対象等については、平成26年6月12日本市通知「計画相談支援の実施に伴う障害支援区分及び障害福祉サービスの更新時期の分散化について」参照
2 更新時期の分散化	260725京都市QA (計画相談支援の実施に伴う障害支援区分及び障害福祉サービスの更新時期の分散化におけるQ&A(平成26年7月))	更新時期分散化により、その次の更新まで期間が短い場合の取扱いはどのようなものか。	更新時期分散化により、支給決定期間が2箇月以内となるのであれば、その次の更新までの期間がごく短いことを考慮し、その次の更新分についても同時に受給者証を交付する。この場合の申請は、1枚の申請書において、具体的な利用意向欄等にその次の更新も申請する旨の記載があれば、更新ごとに申請書(分散化分及びその次の更新分の2枚)がなくても差し支えない。 また、この場合で、既にサービス等利用計画が作成されており、利用者の状況が安定している場合は、その次の更新で計画書の提出は求めない。また、モニタリング期間については、分散化分及びその次の更新分ともに、利用者の状況に応じて「モニタリング期間の判断基準表」を基に設定する。  例)更新時期26年8月1日、誕生日9月の場合 26.8.1～26.9.30で受給者証を発行した後、同日に別途26.10.1～27.9.30で受給者証を発行し、2枚の証を利用者に交付する。(更新時期26年8月1日、誕生日10月であれば、通常どおり更新時期に更新決定を行う。)	※ 支給決定期間が3箇月以上の場合は、通常どおりその次の更新時に申請が必要。(参考:サービス等利用計画案については、前回提出から概ね3箇月以内で計画内容に変更がなければ、支給決定機関に事前に相談のうえ、計画書の提出がなくても当該更新決定を行うことができる。P7「3 前回の支給決定から次回の更新までの期間が短い場合」参照)
3 更新時期の分散化	260725京都市QA (計画相談支援の実施に伴う障害支援区分及び障害福祉サービスの更新時期の分散化におけるQ&A(平成26年7月))	更新時期分散化により支給決定期間が短くなる結果、どのようにモニタリングを実施する(モニタリング期間が設定される)のか。	モニタリング期間については、利用者の状況に応じて「モニタリング期間の判断基準表」を基に設定する。例えば、支給決定期間が1年未満であっても利用者の状況からモニタリングは1年ごとが適切な場合は、モニタリング期間を1年ごとと設定する。 ただし、これまでどおり、指定特定相談支援事業者において、支給決定期間の最終月には必ずモニタリングを行う(モニタリングの結果、更新する場合はサービス利用支援を一連の流れで行う)必要があり、最終月がいつであるかを把握、管理すること。  例)支給決定期間5箇月(更新時期26年8月1日、誕生日12月10日)の場合 最終月である5箇月目のモニタリングは必須。次回更新分のモニタリング実施月は、障害福祉サービスの支給決定期間の開始月を起算月とする。  ① モニタリング期間6箇月ごとの場合  ② モニタリング期間3箇月ごとの場合 	

類型	出典	質問	答	備考
4 更新時期の分散化	260725京都市QA (計画相談支援の実施に伴う障害支援区分及び障害福祉サービスの更新時期の分散化におけるQ&A(平成26年7月))	障害支援区分認定を受けているが、区分認定を必要としないサービスのみ支給決定を受けている利用者の場合、更新時期分散化はどの時点で行うのか。	障害支援区分認定を受けているが、区分認定を必要としないサービスのみ支給決定を受けている継続利用者の場合、区分の更新時期に関係なく、サービスの更新時に分散化を行う(例1)。 ただし、区分認定更新までに、新たに区分認定を必要とするサービスの支給決定を受けることとなった場合は、区分認定更新時に分散化を行う(例2)。  例1)更新時期:就労B型26年8月1日・区分27年8月1日、誕生日12月の場合 26年8月1日の就労B型の更新時に分散化対象とし、支給決定期間を26.8.1~26.12.31とする。  例2)更新時期:就労B型26年10月1日・区分27年8月1日、誕生日12月の方で、新たに26年8月1日から居宅介護の支給決定を受けた場合 27年8月1日の区分更新時に分散化対象とし、区分と居宅介護の期間の終期を誕生日とする。 就労B型については、27年10月1日の更新時に終期を誕生日とする。(26年10月1日の更新時に終期を区分・居宅介護の期間と合わせ27年7月31日とすることは差し支えない。)	
5 更新時期の分散化	260725京都市QA (計画相談支援の実施に伴う障害支援区分及び障害福祉サービスの更新時期の分散化におけるQ&A(平成26年7月))	障害支援区分認定を受ける利用者で、障害支援区分等判定審査会で判定された区分認定の有効期間が3年を下回る場合にも、更新時期分散化を行うのか。	審査会で区分認定の有効期間が3年を下回ると判定された場合は、更新時期分散化の対象外とする。	
6 更新時期の分散化	260725京都市QA (計画相談支援の実施に伴う障害支援区分及び障害福祉サービスの更新時期の分散化におけるQ&A(平成26年7月))	セルフプランの利用者についても、更新時期分散化の対象とするのか。	セルフプランの利用者については、更新時期分散化の対象外とする。	支給決定機関と事前相談のうえ、更新時期の分散化対象とすることは可能。
7 更新時期の分散化	260612京都市通知	更新時期の分散化の対象者ではあるが、これまでどおりの更新時期を希望することはできるのか。	支給決定機関と事前相談のうえ、支給決定機関が認めるものについては、更新時期の分散化対象外とすることができる。	
8 更新時期の分散化	260612京都市通知	これまで障害福祉サービスを利用したことがなく、新規で利用する者も更新時期の分散化の対象か。	障害福祉サービスを新規で4月1日から支給開始する者については、更新時期の分散化の対象であるが、それ以外の新規利用者は対象外とする。	支給決定機関と事前相談のうえ、更新時期の分散化対象とすることは可能。

計画相談支援Q&A(令和6年4月)

- ※ 本Q&Aにおいて、  
 「サービス利用支援＝アセスメントを含むサービス等利用計画作成の一連の行為」  
 「継続サービス利用支援＝モニタリング＋必要な計画の見直しや事業所への連絡調整等の一連の行為」  
 「支給決定機関＝支給申請の受付窓口である保健福祉センター(京北出張所を含む)・発達相談所・第二児童福祉センター」  
 「障害福祉サービス等＝障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)・地域相談支援」とします。

<各種加算関係>

(参考)国のQ&A(H30)→ [https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaisahukushi/kaisei/tuuchi\\_h30.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/kaisei/tuuchi_h30.html)

(R3) [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00007.html)

類型	出典	質問	答	備考
1 加算共通①	300330国QA	各種加算について、全て併給が可能か。	以下の場合については、加算の併給はできない。 ① 退院・退所加算と初回加算の併給 ② 医療・保育・教育機関等連携加算(面談・会議の場合)と初回加算又は退院退所加算(当該退院等施設のみと連携の場合)の併給	
2 加算共通②	030408国QA 030408国QA	基本報酬を算定していない月に請求可能な加算はあるか。	以下の加算については、当該利用者について基本報酬を算定しない月においても、当該加算のみで算定可能である。 ① 入院時情報連携加算 ② サービス提供時モニタリング加算 ③ 集中支援加算 ④ 居宅介護支援事業所等連携加算(居宅介護支援事業所への情報提供および雇用先事業所への情報提供のパターン) ※①・②は基本報酬と重なる場合は、基本報酬と上記加算を同時に算定することも可。 ※③・④は基本報酬とは併給不可。	
3 加算共通③	030408国QA	加算の算定可能場面が重複する場合、どのように算定すればよいか。	以下の場合については、同一の支援業務においては複数の加算を算定することはできないため、いずれかの加算を選択し請求を行う必要がある。 ① 居宅介護支援事業所等連携加算における「情報提供」及び「会議参加」と入院時情報連携加算 ② 居宅介護支援事業所等連携加算における「会議参加」と退院・退所加算 ③ 集中支援加算における「会議参加」と入院時情報連携加算(I)及び退院・退所加算	
4 加算共通④	300330国QA	単独で請求できる加算を単独で請求した場合、当該加算に対して行動障害者支援体制加算などの体制加算を算定することは可能か。	体制加算は、基本報酬のみに加算されるため、単独で請求できる加算のみを請求する場合は、算定することはできない。	※体制加算 ・行動障害者支援体制加算 ・精神障害者支援体制加算 ・要医療児者支援体制加算 ・主任相談支援専門員配置加算 ・ピアサポート体制加算 ・高次脳機能障害支援体制加算
5 加算共通⑤	030408国QA	記録の作成が必要な加算についてはどのように記録したら良いか。 また、加算の算定要件となる業務の挙証書類については、基準省令で定める記録(相談支援台帳等)等に記載、保管することで足りることとされたが、具体的にどのような記載事項を想定しているのか。	各加算(体制を評価するものを除く)の算定を挙証するためには、次頁の表に掲げる事項を含む記録の作成が必要である(次頁参照)。 これらは、基準省令第30条第2項に定める記録(相談支援台帳等)に必要な事項の記載がある場合、別途重ねて記録を作成する必要はない。ただし、市町村等から求めがあった場合には直ちに提示できるよう整理し保管すること。 なお、個々の利用者ごとに相談支援を提供した都度作成する支援経過等の記録や会議録が相談支援台帳の記録に含まれるものとして一体的に管理・保存されている場合、当該記録や会議録を含めて相談支援台帳の記録として取り扱うことができる。 (例) 関係機関が主催する利用者の支援方針を検討する会議に参加し、集中支援加算(会議参加)を算定する場合 ⇒その会議録を相談支援台帳の一部として一体的に管理・保存していれば、集中支援加算(会議参加)を挙証するための記録を別に作成することは不要。 ただし、他機関が作成した会議録等を受領し、そのまま自事業所の記録へ転用するのではなく、加えて少なくとも自事業所の記録様式に自らの所見(考察)等を記録することが必要。	H30年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A(H30.3.30障害福祉課事務連絡)の別添資料2は廃止。

類型	出典	質問	答	備考
6 初回加算	300330国QA 京都市	障害児相談支援を利用していた障害児が、初めて計画相談支援を利用する場合について、計画相談支援の初回加算は算定可能か。 また、計画相談支援を利用していた障害児が、初めて障害児相談支援を利用する場合も、障害児相談支援の初回加算は算定可能か。	算定できる。 ただし、障害児相談支援と計画相談支援を一体的に利用している児童が18歳に到達し、計画相談支援のみの利用になった場合は、算定できない。 (※ 障害児相談支援と計画相談支援を一体的に利用している場合、支給決定は「障害児相談支援」となっているため、注意すること。)	事業所変更の場合においては、算定できない。
7 医療・保育・教育機関等連携加算①	300330国QA 060329国QA 京都市	「医療・保育・教育機関等連携加算」の連携先はどこまで含まれるのか。	サービス等利用計画又は障害児支援利用計画(以下「サービス等利用計画等」という。)を作成する際に、利用者が利用している病院等の医療機関、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校と連携することが想定されるが、その他にも利用者が利用しているインフォーマルサービスの提供事業所等が想定される。 なお、これらの障害福祉サービス等以外の機関における支援内容や担当者等についても、サービス等利用計画等に位置付けることが望ましい。	支給決定機関等の行政機関及び障害福祉サービス事業所、障害児サービス事業所との連携については、当該加算の対象外となる。
8 医療・保育・教育機関等連携加算②	060329国QA	医療・保育・教育機関等連携加算について、福祉サービス等提供機関の職員との面談・会議については、どのような機関であっても対象となるのか。	原則として、サービス等利用計画に位置付けられている福祉サービス等の提供機関に限ることとするが、サービス等利用計画に新たに福祉サービス等を位置付ける予定である場合、急遽利用者等に状況の変化が生じた場合であって、福祉サービス等提供機関の職員との面談・会議を行う必要が生じた場合は、対象として差し支えない。 なお、「福祉サービス等提供機関」とは障害福祉サービス等を含むものであるが、本加算の算定に当たっては障害福祉サービス等事業所以外との連携に限るものであるので留意されたい。	
9 医療・保育・教育機関等連携加算③	060329国QA	医療・保育・教育機関等連携加算(福祉サービス等提供機関の職員との面談・会議)について、サービス担当者会議を開催し、障害福祉サービス等事業所以外の福祉サービス等提供機関の職員が出席した上で必要な情報の提供を受けた場合に算定可能か。	サービス担当者会議に際して、障害福祉サービス等事業所以外の福祉サービス等提供機関の職員から情報提供を受ける場合も本加算の算定は可能である。ただし、情報提供を受ける方法は当該職員が会議への出席(オンラインを含む)により行われた場合に限られる。	
10 医療・保育・教育機関等連携加算④	京都市	利用者の通院に単に同行した場合に算定可能か。	単なる通院の付き添いのみは算定不可。 本人の状態に変化がある場合や、治療のために医療と連携が必要な場合、利用するサービス等利用計画に変更がある場合等において、本人の基本情報、支援における留意点等、世帯状況、受診・服薬状況、サービスの利用状況等の必要な情報を提供し、連携する場合に算定可能。	
11 居宅介護支援事業所等連携加算①	030408国QA	居宅介護支援事業所等連携加算の連携先はどこまで含まれるのか。	主な連携先は以下を想定している。 ・指定居宅介護支援事業所、指定居宅介護予防支援事業所 ・保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、大学、特別支援学校 ・企業及び障害者就業・生活支援センター ⇒これらの連携先と介護保険への移行、進学、企業等への就職により、障害福祉サービス利用終了する際に連携した場合に算定可	

類型	出典	質問	答	備考
12 居宅介護支援事業所等連携加算②	030408国QA	「居宅介護支援事業所等連携加算」における障害福祉サービスの利用終了後6月の算定について、サービスの利用終了後に対象の支援を実施した場合はどのように算定するのか。	<p>計画相談支援の支給期間は、サービス利用支援を実施する月から支給決定障害者等に係る支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付決定の有効期間のうち最も長いものの終期の月までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間とされている。 このため、以下に示す方法により算定すること。</p> <p>(1) サービス利用終了月と支給決定の有効期間の終期月が同じ場合 サービス利用終了から起算して6月の範囲内(※)で居宅介護支援事業所等連携加算の要件に該当する支援が終了した後に、支給決定期間の終期月分として改めて請求すること。 例) 支給決定期間: R2.5.1～R3.4.30 サービス利用終了: R3.4 当該加算要件に該当する支援の実施月: R3.5 ⇒R3.4を提供月として遡及して請求する。</p> <p>(2) 支給決定の有効期間内にサービスを受ける必要がなくなった(サービスの利用を終了した)場合 支給決定の有効期間内の支援として通常のとおりに請求すること。 例) 支給決定期間: R2.10.1～R3.9.30 サービス利用終了: R3.5 当該加算要件に該当する支援の実施月: R3.4 ⇒R3.4を提供月として通常通り請求する。</p>	※サービス利用終了月から6箇月以上経過して、当該加算要件を満たす支援を行っても算定不可。
13 居宅介護支援事業所等連携加算③	030408国QA	居宅介護支援事業所等連携加算の算定に当たって「情報提供」を行う場合の「心身の状況等」(計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報)とは具体的に何か。	<p>「居宅介護支援事業所等連携加算」等の対象として「情報提供」を行う場合の「心身の状況等」とは、「入院時情報連携加算」において具体的に掲げた内容(※)等の情報提供を指す。</p> <p>(※) ・当該利用者の心身の状況 (例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など) ・生活環境(例えば、家族構成、生活歴など) ・日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況</p>	
14 居宅介護支援事業所等連携加算④	京都市	計画相談支援対象障害者が介護保険を利用する場合、利用開始する月の数か月前から、指定居宅介護支援事業所等と連携することがあるが、結果として当該障害者が要介護認定の非該当や利用に至らなかった場合、算定可能か。	当該加算は、これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、介護保険サービスを利用される場合であって、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所等へ引き継ぐ場合において算定できるものであるため、介護保険サービスの利用に至らなかった場合は算定不可。	
15 集中支援加算①	030408国QA	集中支援加算の連携先はどこまで含まれるのか。	<p>連携先は以下を想定している。 ・障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、障害児通所支援事業者、障害児入所支援施設、指定発達支援医療機関 ・病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、認定こども園、中学校、高等学校、専修学校、大学、特別支援学校 ・公的な支援機関や他法他施策に基づく支援機関(※)及び地方自治体</p> <p>※公的な支援機関や他法他施策に基づく支援機関の例 保護観察所、公共職業安定所、保健センター、地域包括支援センター、利用者支援事業、自立相談支援機関、包括的相談支援事業、多機関協働事業、居住支援法人、精神保健福祉センター、保健所、更生相談所、児童相談所、発達障害者支援センター、高次脳機能障害者支援センター、難病相談支援センター、地域生活定着支援センター、子ども家庭支援センター、配偶者暴力相談支援センター、女性センター</p>	

類型	出典	質問	答	備考
16 集中支援加算②	030408国QA	「集中支援加算」と「サービス担当者会議実施加算」におけるサービス担当者会議の要件はそれぞれどのように異なるのか。	「集中支援加算」の算定に係るサービス担当者会議については、臨時的な会議開催の必要性が生じた状況のもと、利用者を利用するサービスに対する意向等を確認し、かつ、支援の方向性や支援の内容を検討することを円滑に行う必要があることから、利用者や家族の会議への参加を算定の要件としている。一方、「サービス担当者会議実施加算」は、モニタリングに際してサービス担当者会議を開催した場合に算定が可能である。モニタリングでは利用者との居宅等での面接を含め、別途利用者と接し、利用者の状況や解決すべき課題の変化を把握する機会があること等から利用者の会議出席を必須とはしていないものの、本人及びその家族の意向を丁寧に反映させる観点から、可能な限り参加を求めることが望ましい。	
17 集中支援加算③	京都市	計画相談支援対象障害者等及びその家族との面談のタイミングが、同月に面談するのと同等の間隔で、月末・月初にまたがってしまった場合、当該加算を算定することは可能か。	当該加算は、月額報酬となっていることから、同月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族と面談する場合に算定可能となっている。 面談の間隔が短期間であっても、月をまたぐ場合は算定不可。	

類型	出典	質問	答	備考
18	サービス担当者会議実施加算 300330国QA	サービス利用支援時に開催したサービス担当者会議と同様の担当者を招集する必要があるのか。また、全員集まらないと算定できないのか。	サービス利用支援時に開催したサービス担当者会議と同様の担当者が全員参加することが望ましいが、検討を行うにあたり必要なものが参加していれば、担当者全員の参加は要しない。 ただし、会議開催を調整したが全員参加せず、メール等による担当者への報告のみの実施である場合は、当該加算を算定することはできない。	
19	サービス担当者会議実施加算 300330国QA	モニタリング時にサービス担当者会議を開催した結果、サービス等利用計画等を変更することとなった場合、支給決定後に再度サービス担当者会議を開催しなければならないのか。	モニタリング時に開催したサービス担当者会議の結果、サービス等利用計画等を変更することとなった場合は、その際に検討した変更案から変更がない又は軽微な変更のみであれば、その旨を関係者に報告する等によって、サービス担当者会議の開催について簡素化することは差し支えない。	モニタリング時に開催したサービス担当者会議の結果、サービス等利用計画を作成することとなった場合は、当該加算及び継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。
20	サービス担当者会議実施加算 京都市	モニタリングを実施したが、日程が合わず、サービス担当者会議の実施が翌月となった場合、当該加算の算定は可能か。また、実施月はどうなるのか。	当月に実施できるように調整することを基本とするが、日程の調整がつかず、やむを得ず翌月になる場合については、算定可能とする。ただし、日程調整を行った旨を記録しておくこととする。 実施月は、継続サービス利用支援の基本報酬と併せて行うこととなるため、モニタリングの実施月に請求をする。	
21	サービス担当者会議実施加算 京都市	医療機関等の都合でモニタリング月の月初しか担当者会議を開催できず、モニタリングのための居宅等への訪問が担当者会議後になる場合、当該加算は算定可能か。	医療機関など、担当者会議において、日程調整が困難なことが考えられるため、調整が困難な場合算定可能とするが、以下の点に留意されたい。 当該加算については、モニタリングの実施に加えて、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した計画の状況の説明を行うとともに、サービス等利用計画の変更などの必要な検討を行うこととなっている。そのため、本来であればモニタリング実施後、本人の意向をふまえた上で、サービス担当者会議にて、サービス等利用計画について検討することが望ましいと考えられることから、やむを得ない場合のみとし、その旨を記録しておくこと。	
22	退院・退所加算 京都市	留意事項通知(H30.3.30)に、「入院入所中に実施した情報収集又は調整について当該利用者の計画作成の算定に併せて利用者1人につき3回を限度とする。」とあるが、3回とは、具体的にどのようにカウントするのか。	当該加算は、入院・入所等をしていった者が、退院・退所し、障害福祉サービス等を利用する場合に、当該施設の職員と面談を行い、必要な情報を得た上で、サービス等利用計画の作成及び利用調整を行い、支給決定を受けた場合に算定される。 例えば、退院に向け、利用者の状況を把握するため、①利用者の担当看護師から普段の様子を聞いたり、②カンファレンスにて退院に当たっての配慮すべき事項などを確認するなどをした場合、2回算定される。算定については、1回の退院において作成される利用計画に伴い、3回までとする。それ以上行った場合も3回以上は算定できない。	面談等により必要な情報を得た上で、計画作成を行うことから、サービス等利用計画案の作成前に実施することが想定される。 また、計画作成のためのサービス担当者会議については、当該加算の算定は行わない。
23	各種体制加算 R0604国QA 京都市	各種体制加算における(1)を取得する場合、対象者の確認はどのようにするか。	精神障害者体制加算・高次脳機能障害支援体制加算については、原則として医師の診断を文書で確認することとし、診断書、診療情報提供書等によるものとする。精神障害者の場合は精神保健福祉手帳、自立支援医療(精神通院医療)の受給者証も可。医師の診断が明確に確認できる看護サマリー、リハビリテーション計画等の文書に確認することとしてもよい。 行動障害支援体制加算・要医療児者支援体制加算については、受給者証による確認が可能。受給者証による確認が困難な場合は、行動援護支援体制加算については支給決定機関に「強度行動障害」であるかの確認をとること。要医療児者支援体制加算については、医師によるスコア表を用いて確認を行うこととする。	

種類	出典	質問	答	備考
24 各種体制加算	R0605国QA	各種体制加算における(Ⅰ)については、研修修了者が現に計画(障害児)相談支援を行っていることが要件とされているが、計画(障害児)相談支援を行っていることは、具体的にどのような支援が行われていることを要するか。	原則研修修了者がサービス利用支援又はモニタリングを行っていることを要する。 なお、研修修了者が他の他の相談支援専門員と共同で利用者を担当している等により、サービス利用支援又はモニタリングの業務の一部を担当している場合であっても、その他の相談支援専門員に対する指導・助言等の体制が確保されている場合については、研修修了者が計画(障害児)相談支援を行っていることと扱って差支えない。	
26 各種体制加算	京都市	精神障害者支援体制加算(Ⅰ)の算定要件として、対象者等が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていることとなっているが、医師は含まれるか。	医師は連携していることが前提となるので、対象外である。 算定可能な連携する専門職は、保健師、看護師、精神保健福祉士のみである。	

計画相談支援Q&A(令和6年4月)

※ 本Q&Aにおいて、

「サービス利用支援＝アセスメントを含むサービス等利用計画作成の一連の行為」

「継続サービス利用支援＝モニタリング＋必要な計画の見直しや事業所への連絡調整等の一連の行為」

「支給決定機関＝支給申請の受付窓口である保健福祉センター(京北出張所を含む)・発達相談所・第二児童福祉センター」

「障害福祉サービス等＝障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)・地域相談支援」とします。

<参考 各加算の挙証資料(支援記録等)に必要な記載事項>

(参考)国のQ&A→ [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00007.html)

加算	記録に記載する事項
<p>【利用者及び家族への面接に係る加算】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初回加算(重ねて算定する場合)</li> <li>・集中支援加算(訪問)</li> <li>・居宅介護事業所等連携加算(訪問)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者氏名</li> <li>・担当相談支援専門員氏名</li> <li>・面接を行った年月日、場所及び開始時刻・終了時刻</li> <li>・面接の内容</li> </ul>
<p>入院時情報連携加算(I)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者氏名</li> <li>・担当相談支援専門員氏名</li> <li>・機関名、対応者氏名</li> <li>・開催年月日、場所及び開始時刻、終了時刻</li> <li>・情報共有や情報提供等の概要</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・退院・退所加算</li> <li>・医療・保育・教育連携加算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者氏名</li> <li>・担当相談支援専門員氏名</li> <li>・機関名</li> <li>・対応者氏名</li> <li>・開催年月日、場所及び開始時刻、終了時刻</li> <li>・情報交換等の内容、情報交換の結果からサービス等利用計画に反映されるべき事項</li> </ul>
<p>【会議の開催、参加に係る加算】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集中支援加算(会議開催、会議参加)</li> <li>・居宅介護事業所等連携加算(会議参加)</li> <li>・サービス担当者会議実施加算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者氏名</li> <li>・担当相談支援専門員氏名</li> <li>・開催年月日、場所、開始時刻・終了時刻及び出席者(氏名、所属・職種)</li> <li>・検討内容の概要※(例:支援の経過、支援上の課題、課題への対応策)</li> <li>※検討事項等に係る詳細については留意事項通知のとおり。</li> </ul>
<p>サービス提供時モニタリング加算</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者氏名</li> <li>・担当相談支援専門員氏名</li> <li>・訪問した機関名、場所及び対応者氏名</li> <li>・訪問年月日、開始時刻、終了時刻</li> <li>・確認した障害福祉サービスにおけるサービスの提供状況</li> <li>・サービス提供時の利用者の状況</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>